

評価対象			
事務事業名	麻布地区放置自転車対策	開始年度	平成 12 年度
所属	麻布地区総合支所協働推進課まちづくり推進担当		
所管課長	麻布地区総合支所まちづくり担当課長		
基本政策	1 都心の活力と安全・安心・快適な暮らしを支えるまちをつくる		
政策名	(2) 魅力的な都心生活の舞台をつくる		
施策名	④ 誰にでもやさしいバリアフリーのまちづくり		

事業概要	
事業の目的	<p>自転車は身近な交通手段として、幅広く利用されています。無公害、省エネルギー、健康増進にも役立つ乗り物として今後もその利用は増加することが見込まれます。一方、駅周辺に放置された自転車は、歩行者の安全な通行の障害となり、災害時の避難・救助活動の妨げにもなります。安全・安心なまちづくりをすすめるためにも、自転車等駐車場の整備や放置禁止区域の設定、違法駐輪の撤去とともに、自転車利用者のルールの遵守とそれに伴うマナーの向上により、道路公園等の本来の機能を回復させ、区民の安全で快適な生活環境を確保することを目的とします。</p>
事業の対象	<p>放置自転車、及び放置された原動機付自転車（50CCまで） 自転車等利用者</p>
事業の概要	<p>放置自転車対策は、街づくり支援部地域交通課と連携しながら、「暫定自転車等駐車場・置場整備、管理」、「陳情等に基づく放置車両への警告札貼付」、「その他放置自転車対策に付随する業務」を行っています。</p> <p>また、街づくり支援部地域交通課では、以下の業務を担当しています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 駅前放置自転車整理等業務（①駅周辺放置自転車等整理・放置禁止指導等業務②駅周辺放置自転車等警告及び調査・通告・撤去業務③駅前放置自転車等即時撤去業務） 2 地区内巡回等業務 3 放置自転車撤去移送業務 4 撤去自転車等返還業務 5 集積所管理室監視等業務 6 自転車等駅前乗入れ台数調査業務
根拠法令	<p>港区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例（平成12年4月1日一部施行） 港区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例施行規則（平成12年4月1日一部施行）</p>

事業の成果												
指標	指標1	駅前放置台数			指標2	貼付枚数(警告札)			指標3	撤去台数(自転車、原付)		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成27年度	663	654	101.3%	平成27年度	50,000	40,027	124.9%	平成27年度	3,000	1,900	157.8%
	平成28年度	654	388	168.5%	平成28年度	50,000	35,408	141.2%	平成28年度	3,000	2,164	138.6%
平成29年度	388	—	—	平成29年度	50,000	—	—	平成29年度	3,000	—	—	
成果の概要 (指標の説明等)	<p>六本木及び麻布十番暫定自転車等駐車場の整備と放置禁止区域の設定により、自転車利用者のマナーの向上と安全・安心な街づくりに寄与しました。</p> <p>平成28年度は、広尾駅自転車駐車場の開設に伴い、広尾駅周辺に放置禁止区域を設定したことにより撤去台数が増加しています。</p> <p>事業の取組をよりの確に把握するため、達成率を当初予定/実績で算出しています。</p>											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	4,010	4,010	0	0	0	0	0	0	4,010	3,601	90%
平成28年度	3,241	3,241	0	0	0	0	0	0	3,241	2,410	74%
平成29年度	4,893	4,893	0	0	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項											

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	普及啓発の効果的な方法を踏まえながら、工夫していく必要があります。
区民ニーズや要望（今後の需要見込み）	安全・安心への区民意識が高まる中、今後も高い需要が見込まれます。
他団体等の取組状況（類似事業の有無）	他区においても同様の行政サービスを提供しています。
区関与の必要性（実施する必要性）	自転車等駐車場の整備や放置禁止区域の設定、違法駐輪の撤去など、区が中心となり道路公園等の本来の機能を回復させ、区民の安全で快適な生活環境を確保する必要があります。民間では同様の事業を実施していません。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続
事業の課題	麻布地区においては、暫定自転車駐車場の整備に適した土地がなく、放置禁止区域の設定など効果的な放置自転車対策ができません。また、六本木駅周辺では、地域からが夜間における撤去を求める声があり、地域に即した最適な方法を検討していく必要があります。
次年度へ向けた事務の改善点（付帯意見への対応等）	放置禁止区域が分かりにくいと苦情を寄せられるケースがあります。効果的に周知できるように横断幕や看板、路面シールの設置場所などを工夫していきます。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	5	他の自治体（区）でも同様の事業を実施しています。民間では同様の事業はほとんど実施していません。事業実施について、公益性が十分にあります
② 効果性	5	事業の実施手段は妥当かつ効果的です。事業は施策の達成に寄与しています。
③ 効率性	4	事業は先見性を持って計画的に実施されています。事業は特定の対象者に偏っていません。投入された経費に見合った効果が現れています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充（拡大または充実して実施）する必要があるもの。 ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続（現状の内容で実施）する必要があるもの。 ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。 ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。 ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。	
所管課による評価の理由（事業に対する取組方針） ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	麻布地区内の駅周辺については、放置自転車が依然として多く、引き続き横断幕や看板、路面シールなどの周知を行う必要があります。今後も、区民の安全・安心の観点から、本事業を継続で実施していきます。

No	30	平成29年度 港区事務事業評価シート										
評価対象												
事務事業名	麻布地区地域防災力向上							開始年度	昭和 51 年度			
所属	麻布地区総合支所協働推進課協働推進係											
所管課長	麻布地区総合支所協働推進課長											
基本政策	1 都心の活力と安全・安心・快適な暮らしを支えるまちをつくる											
政策名	(4) 安全で安心して暮らせる都心をつくる											
施策名	③ 地域の防災力の向上											

事業概要											
事業の目的	今後30年以内に70%の確率で発生するといわれる首都直下地震に備えて、地域住民、事業所等の地域防災力を向上させることを目的としています。										
事業の対象	港区内の防災住民組織、地域防災協議会、町会・自治会、共同住宅の居住者・管理組合・管理事業者が結成した団体、高層住宅の居住者が当該高層住宅ごとに自主的に結成した防災組織等										
事業の概要	<p>【防災知識普及・啓発】 区民や事業者に対して、防災知識の普及・啓発を促進するため、出前講座や防災展の実施、イベントへの参加出展を行います。</p> <p>【防災住民組織育成・支援】 防災住民組織、地域防災協議会等の地域団体の自主的な防災活動を支援するため、地域防災訓練の支援、講習会等を開催します。</p> <p>【地域防災アドバイザー派遣】 防災住民組織や地域防災協議会等に対し、防災アドバイザーを1団体につき年5回まで無料で派遣をします。</p> <p>【地域防災協議会育成・支援】 地域防災協議会の活動支援及び活動費の一部補助を行います。</p> <p>【高層住宅等の震災対策】 高層住宅の防災対策推進に向け、体制や組織づくり、防災計画の策定、防災講演会・学習会や地域団体との連携希望時に防災アドバイザーを派遣します。</p>										
根拠法令	東京都震災対策条例、港区防災対策基本条例、地域防災協議会の支援に関する要綱、防災住民組織の育成に関する要綱、防災住民組織の育成に関する要綱、港区防災アドバイザー派遣要綱										

事業の成果												
指標	指標1	知識普及・啓発のためのイベント等実施回数			指標2	防災訓練及び防災講座実施回数			指標3	アドバイザー派遣延べ時間数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成27年度	18	13	72.2%	平成27年度	43	21	48.8%	平成27年度	63	28	44.4%
	平成28年度	18	21	116.7%	平成28年度	30	36	120.0%	平成28年度	74	38	51.4%
	平成29年度	18	—	—	平成29年度	30	—	—	平成29年度	64	—	—
成果の概要 (指標の説明等)	<p>指標1：区が主催・協力した実施回数。 指標2：地域団体が主体となって実施した回数。</p> <p>平成27年度に比較し、首都直下地震発生の懸念等によりニーズが高まり、すべての指標で実績が向上し、達成率が増加しています。</p>											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	2,863	2,863	0	0	0	0	0	0	2,863	1,106	39%
平成28年度	5,035	5,035	0	0	0	0	0	0	5,035	3,424	68%
平成29年度	1,959	1,959	0	0	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項	平成27、28年度の事業費は、統合した5事業の合計額を記載しています。また、平成28年度は地区版防災マップの改訂(3年毎、2,480千円)があったため、例年に比べ予算額が多くなっています。										

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	防災に係る複数の小事業を一本化することで、事務の効率化及びコスト削減を図りました。また、イベント等で使用する啓発物（パネル、展示物等）は、職員自身による作成、関係部署（消防署等）からの借用等、コスト削減を図っています。
区民ニーズや要望（今後の需要見込み）	熊本地震等の近年の災害発生に伴い、首都直下地震発生への懸念の高まりから、今後地域住民・団体、事業所等の地域からの需要は増加することが想定されます。
他団体等の取組状況（類似事業の有無）	他自治体においても、本事業と同様に地域住民・団体、事業所等の防災知識・意識・行動力の向上に向けた取組（東京都地域防災学習会等）を実施しています。
区関与の必要性（実施する必要性）	東京都でも学習会等の防災知識啓発事業が実施されていますが、各地域の実情に応じたきめ細かい相談等に対応し、地域防災力を向上させるためには、区が主体となり実施する必要があります。
前年度の最終評価及び付帯意見	統合
事業の課題	麻布地区には、地域住民主体の防災組織として、44の防災住民組織と小学校の学区域毎に複数の町会・自治会を母体にした6つの防災協議会があります。団体により、高齢化に伴う担い手不足等の問題を抱えており、活動頻度や規模、マンパワーに濃淡があります。 また、日常的に行政や地域防災活動との関わりが薄い地域住民・団体、事業者等は、防災に対する潜在的なニーズがあると見込まれますが、各種事業を把握していないことが多く、効果的な周知方法を検討する必要があります。
次年度へ向けた事務の改善点（付帯意見への対応等）	関わりが薄い地域住民・団体、事業者等に対し、防災知識や活動を広げるため、地域が実施した訓練を区ホームページで紹介する等の周知支援や区主催の総合防災訓練にて、親子向けイベント等の新たな参加者獲得に向けた取組みを推進していきます。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	5	熊本地震等の近年の災害発生に伴い、首都直下地震発生への対策等のニーズは高まっています。今後も災害に備え、平常時から区民等と行政が連携し、自助、共助の防災対策を進めることが重要であるため、区が支援を実施する必要があります。
② 効果性	4	本事業の実施手段は妥当です。ただし、今後も周知する機会を逃さず、積極的に展開するとともに、新たな効果的な周知方法を継続して検討する必要があります。
③ 効率性	4	コスト削減の工夫を行っており、本事業の経費負担額は妥当です。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
<ul style="list-style-type: none"> ・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充（拡大または充実して実施）する必要があるもの。 ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続（現状の内容で実施）する必要があるもの。 ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。 ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。 ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。 	
所管課による評価の理由（事業に対する取組方針） ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	地域防災力の向上は、継続的に普及啓発を行うことに加え、各団体間の防災意識、体制等の実情に応じたきめ細かい支援を行う必要があります。本事業は、既に活動を継続的に実施している団体にとっては、防災知識をさらに向上させる手段を提供するとともに、今後活動する団体等にとっては、基本的な防災知識・情報を提供する有効な機会になっており、地域防災力の向上に寄与しているため継続とします。 また、需要の高まりを想定し、今後とも最大限効果的な活動支援を継続するため、各団体から寄せられる要望等の的確な把握に努め、支援内容、周知方法等の不断の見直しを行っていきます。

No 31

平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象			
事務事業名	麻布地区総合防災訓練	開始年度	昭和 46 年度
所属	麻布地区総合支所協働推進課協働推進係		
所管課長	麻布地区総合支所協働推進課長		
基本政策	1 都心の活力と安全・安心・快適な暮らしを支えるまちをつくる		
政策名	(4) 安全で安心して暮らせる都心をつくる		
施策名	③ 地域の防災力の向上		

事業概要	
事業の目的	今後30年以内に70%の確立で発生すると言われているM7クラスの首都直下地震に被災し、多くの建物及び人的被害が発生したことを想定し、参加者が応急救護や初期消火などの訓練を行うことを通して、地域防災力の向上を目的としています。
事業の対象	区民、麻布地区防災協議会・防災住民組織、関係機関、事業所、大使館
事業の概要	総合防災訓練の企画・運営 麻布地区の特性を活かした訓練内容を警察署・消防署・関係事業所等と協働して企画します。 平成18年度からは、各地区総合支所で実施しています。
根拠法令	東京都震災対策条例、港区防災対策基本条例、港区総合防災訓練実施要綱

事業の成果											
指標	指標1	総合防災訓練参加者数			指標2				指標3		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績
	平成27年度	1,200	1,084	90.3%	平成27年度				平成27年度		
	平成28年度	1,200	1,266	105.5%	平成28年度				平成28年度		
	平成29年度	1,350	—	—	平成29年度		—	—	平成29年度		—
成果の概要 (指標の説明等)	<p>平成28年度は国際ふれあい事業とタイアップした結果、外国人39名の参加がありました。また、平成28年度は親子や高層住宅在住の方を対象にした防災プログラムを設け、周知範囲も拡大した結果、前年度と比較し全体では182名、子どもは55名の参加者が増えました。</p> <p>多くの区民に参加してもらうことで、防災に対する意識・知識等の自助力向上に繋がっています。</p> <p>指標である平成29年度の参加者予定数は、前年度の実績をもとに、外国人及び高層住宅在住の方に向けた周知範囲の拡大で50人、親子を対象にした防災プログラムを取り入れることで50人参加者が増加することを見込んだの数値となっております。</p>										

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	1,750	1,750	0	0	0	0	0	0	1,750	1,670	95%
平成28年度	2,043	2,043	0	0	0	0	-2	0	2,041	1,831	90%
平成29年度	2,250	2,250	0	0	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項	<p>執行率が前年度より下がっていますのは、委託料及び人件費の削減に努めたためです。</p> <p>また、赤坂地区総合支所の総合防災訓練の報償費として2,000円流用しました。</p>										

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	会場設営の業務委託では、安全面に配慮しつつも、必要最低限のものになるよう内容を精査しています。 また、他事業・機関と連携することを徹底し、コスト削減に努めています。
区民ニーズや要望（今後の需要見込み）	熊本地震等の近年の災害発生に伴い、首都直下地震発生への懸念の高まりから、今後地域住民・団体、事業所等の地域からの需要は増加することが想定されます。 また、毎年度、訓練内容が同様であるとの要望があるため、新規取組を検討していく必要があります。
他団体等の取組状況（類似事業の有無）	他の自治体でも同様の事業を行っています。
区関与の必要性（実施する必要性）	各地域の実情に応じたきめ細かい相談等に対応し、地域の防災への意識を高め、より実践的な訓練を行うためには、区が主体となり実施する必要があります。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続
事業の課題	前年度、周知先の拡大や新規訓練プログラムの導入をしたことにより、参加人数が増加したことから、より多くの区民に参加してもらうため、様々な世代を対象にした実践的な訓練内容を今年度も検討する必要があります。 さらに、麻布地区に住む外国人居住者が7,400名を超えることをふまえると、外国人参加者が増えるような訓練内容及び周知方法を前年度に引き続き検討する必要があります。 また、将来の地域の担い手となる、近隣小・中学校の児童・生徒を運営スタッフとして参加させていくことも重要です。
次年度へ向けた事務の改善点（付帯意見への対応等）	訓練内容として新規取組を検討する際に、港区内の他地区との情報共有を積極的に行い、各地区の実情に見合った訓練内容の充実化を推進していきます。 また、他の自治体で行っている防災の取り組みに関しても調査を行い、訓練内容の検討を行います。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	5	M7クラスの首都直下地震が今後30年以内に70%の確立で発生すると言われており、それを想定した訓練であるため、本事業を実施する必要があります。
② 効果性	4	事業の効果性は妥当です。幅広い世代の区民に防災知識・意識を普及できることに加え、区で実施している防災対策事業も広報することができます。
③ 効率性	4	必要最低限のコストでより効果性のある訓練内容を検討するなど、コスト削減の工夫を行っており、本事業の経費負担額は妥当です。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
------	--

- ・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充（拡大または充実して実施）する必要があるもの。
- ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続（現状の内容で実施）する必要があるもの。
- ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。
- ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。
- ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。

所管課による評価の理由（事業に対する取組方針）	<p>区民に対して、応急救護や消火器を用いた初期消火などの基本的な災害時における実技を体験できる有効な機会になっていることに加え、港区においては、区民に対して防災対策事業等の普及・啓発を行うことができるため、本事業は継続とします。</p> <p>今後、防災に関する区民ニーズの増加を見据え、防災知識を広く普及させ、自助力向上を目指すため、防災訓練内容のより一層の充実を図ります。</p> <p>また、麻布地区在住の外国人にとって、総合防災訓練への参加が身近なものとなるように、港区国際交流協会や大使館等への周知・啓発も継続して検討します。</p> <p>さらに、今後地域からの需要の高まりを想定し、麻布地区内には高層住宅居住者が多数存在するといった地域事情もふまえ、実情にあったより実践的な訓練を他事業・機関と連携して検討します。</p>
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

評価対象			
事務事業名	麻布地区生活安全活動推進事業	開始年度	昭和 62 年度
所属	麻布地区総合支所協働推進課協働推進係		
所管課長	麻布地区総合支所協働推進課長		
基本政策	1 都心の活力と安全・安心・快適な暮らしを支えるまちをつくる		
政策名	(4) 安全で安心して暮らせる都心をつくる		
施策名	⑦ 安全で安心できるまちづくりの推進		

事業概要	
事業の目的	事業の対象団体や所有者、区民等が防犯及び生活安全に関する装置の設置や活動を行った際の経費を助成することにより、防犯思想の普及徹底、地域の明るい環境づくりを推進するほか、建物への侵入犯罪等の抑止及び防止を図り、安全で安心して生活できる居住環境の実現を目指します。
事業の対象	区内防犯協会、区民等及び事業者を構成員とする団体、マンションの管理組合等及び公共住宅等に居住する住民で構成されている団体又は賃貸住宅の所有者、区内に住所を有し、かつ、区の住民基本台帳に登録されている世帯の世帯主又はこれに準ずる者、町会、自治会、商店会等
事業の概要	<p>①区内防犯協会が防犯活動や生活安全活動を実施するための経費の一部を助成します。 【補助限度額】1回の申請につき、30万円（1年度内1回）。</p> <p>②区民及び事業者を構成員とする団体が実施する生活安全活動に要する経費の一部を助成します。 【補助限度額】1回の申請につき、経費の総額に4分の3を乗じて得た額。上限15万円(1年度内1回)。</p> <p>③区内の共同住宅の管理組合等又は所有者が共用部分の防犯対策するための経費の一部を助成します。 【補助限度額】経費の総額の2分の1の額。上限50万円（新たに設置する場合のみ）。</p> <p>④区内に居住し、住民登録をしている世帯主等が居住住宅の防犯対策をするための経費を助成します。 【補助限度額】5千円以上の経費が対象。経費の2分の1の額。上限1万円（1住戸1回）。</p> <p>⑤商店会等が、防犯等を目的として設置する防犯カメラ等整備及び維持管理経費の一部を助成します。 【補助限度額】防犯カメラ等整備費は、1回の申請につき、経費の総額に4分の3を乗じて得た額。上限1,500万円。防犯カメラ等維持管理費は、経費の総額。防犯カメラ1台につき、上限1万5千円。</p>
根拠法令	港区防犯協会補助金交付要綱、港区安全安心まちづくり補助金交付要綱、港区共同住宅防犯対策助成事業実施要綱、港区住まいの防犯対策助成事業実施要綱

事業の成果												
指標	指標1	共同住宅防犯対策助成件数			指標2	住まいの防犯対策助成件数			指標3	刑法犯認知件数 (27年度実績については暫定値)		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成27年度	7	13	185.7%	平成27年度	20	8	40.0%	平成27年度	1,570	1,393	88.7%
	平成28年度	10	6	60.0%	平成28年度	20	5	25.0%	平成28年度	1,393	1,294	92.9%
平成29年度	8	—	—	平成29年度	20	—	—	平成29年度	1,294	—	—	
成果の概要 (指標の説明等)	安全で安心できるまちづくりに関する各助成制度の相互補完により、地域全体の防犯意識の高揚が図られたことが、平成27年度、平成28年度の刑法犯認知件数が減少した一要因と考えられます。各年度により実績に増減はあるものの、各助成制度を継続実施していくことで、地域全体として防犯意識が向上していきます。											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	7,775	7,775	0	0	0	0	3,480	0	11,255	10,161	90%
平成28年度	10,223	10,223	0	0	0	0	0	0	10,223	9,145	89%
平成29年度	34,739	34,739	0	0	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項											

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	事業目的を考慮すると、助成金の交付という手段は効率的であり、助成対象等の見直さないかぎりコストの削減は困難と考えます。
区民ニーズや要望(今後の需要見込み)	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて安全安心の意識が向上しており、各助成制度に関する相談、問合せも増加傾向にあることから、今後も需要は増えていくと考えられます。
他団体等の取組状況(類似事業の有無)	事業概要に示した①～⑤のうち、類似する事業を実施している区は以下のとおりです。 ①又は②の助成を実施している区は、17区。③の助成を実施している区は、4区。④の助成を実施している区は、4区。⑤の助成を実施している区は、4区。
区関与の必要性(実施する必要性)	安全で安心できるまちづくりを実現するためには、地域団体や住民の協力および活動が不可欠であり、区が地域団体等の支援及び住民の防犯対策の推進を担うのは妥当です。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続 「住まいの防犯対策助成」については、補助金交付規則の原則に基づいた事務の流れに改めるとともに、引き続き、事業の見直しを行ってください。
事業の課題	防犯対策については、住民や地域のニーズは増加傾向にあり、今後も伸び続けることが予想されるため、区の財政負担が増加していくことが予想されます。また、防犯カメラ等の整備に対する補助制度については、安全で安心できるまちづくりを推進するうえで大きな効果があり、公衆の安全確保と犯罪の未然防止に役立つ一方で、防犯カメラの過剰な設置等運用面での配慮が必要と考えます。
次年度へ向けた事務の改善点(付帯意見への対応等)	「住まいの防犯対策助成」については、補助金を交付するにふさわしいか審査できるよう、防犯対策に要した費用を支払った日から90日以内と改めました。補助金交付規則の原則に基づく事前申請、交付決定については、総合支所で足並みをそろえ、次年度の改正に向け検討していきます。 安全で安心できるまちづくりを実現するため、引き続き、各助成制度を効果的に周知し、制度の浸透を図っていく必要があります。

一次評価(所管課による自己評価)		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	4	地域住民等の防犯対策支援に対する需要が今後も見込まれることから、安全で安心な居住環境を実現するために本事業の継続が必要です。
② 効果性	4	犯罪認知件数が減少していることから、本事業には地域の防犯力を高めるための一定の効果があると考えられます。
③ 効率性	4	経費の助成という手法は、防犯活動の促進のほか、防犯に対する意識の高揚にも貢献していることから効率的です。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
------	--

・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充(拡大または充実して実施)する必要があるもの。
 ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続(現状の内容で実施)する必要があるもの。
 ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。
 ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。
 ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。

所管課による評価の理由(事業に対する取組方針)	麻布地区の生活安全活動推進事業は、地域住民等の防犯意識を高めるとともに地域団体の自主的な活動の支援により、防犯対策に最も重要な地域連携に寄与しています。今後も増加が見込まれる需要に対しての支援を継続していくことにより、さらなる地域力の強化など安全で安心できるまちづくりを推進していくために継続していきます。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

No 33

平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象			
事務事業名	麻布地区防犯灯設置助成	開始年度	昭和 46 年度
所属	麻布地区総合支所協働推進課土木係		
所管課長	麻布地区総合支所まちづくり担当課長		
基本政策	1 都心の活力と安全・安心・快適な暮らしを支えるまちをつくる		
政策名	(4) 安全で安心して暮らせる都心をつくる		
施策名	⑦ 安全で安心できるまちづくりの推進		

事業概要	
事業の目的	区内の私道に防犯灯を設置・撤去する町会又は自治会に対して補助金を交付し、防犯灯の整備を促進することを目的とします。(要綱第1条)
事業の対象	事業の対象は、町会又は自治会が、設置・撤去する防犯灯工事を対象とし、予算の範囲内で補助金を交付します。ただし、防犯灯に広告物(町会名を除く)の掲示又は記入がないものを対象とします。(要綱第3条)
事業の概要	区内の私道に防犯灯を設置・撤去する町会又は自治会(以下「町会」という)に対し、補助金を交付します。補助の対象は、町会が設置・撤去する防犯灯工事で、防犯灯に広告物(町会名は除く)が掲示または記入されていないものや、防犯灯の電気料金を町会で支払っていることを要件とします。補助金の額は、工種別単価に工種数量を乗じて得た額と当該工事に要する実工事額のいずれか小さい額とします。
根拠法令	港区防犯灯設置の補助に関する要綱(昭和47年3月7日46港建管発第22号)

事業の成果												
指標	指標1	防犯灯補助金交付件数			指標2				指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成27年度	2	0	0.0%	平成27年度				平成27年度			
	平成28年度	2	2	100.0%	平成28年度				平成28年度			
平成29年度	2	—	—	平成29年度		—	—	平成29年度		—	—	
成果の概要 (指標の説明等)	防犯灯の整備により私道を安心して安全に通行することが可能となり生活環境の向上が図られています。											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	396	396	0	0	0	0	0	0	396	0	0%
平成28年度	776	776	0	0	0	0	440	0	1,216	1,215	100%
平成29年度	756	756	0	0	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項	毎年、独立1基、共架1基で予算要望をしていますが、平成28年度は、独立2基の申請があったため、芝支所からの予算流用手続きにより対応しました。本事業における予算流用については、総合支所間で行うことができます。										

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	防犯灯の規格を統一することにより更新時のコストを平準化しています。
区民ニーズや要望(今後の需要見込み)	安全・安心への区民意識が高まる中、今後も、防犯灯の新設及び建替え需要が見込まれます。
他団体等の取組状況(類似事業の有無)	他区においても同様の行政サービスを提供しています。
区関与の必要性(実施する必要性)	安全・安心への区民意識が高まる中、今後も、防犯灯の新設及び建替え需要に応える必要があります。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続
事業の課題	今後、省エネを促進するため、蛍光灯をLEDに変更していくことが求められています。 現在設置されている防犯灯の光源を蛍光灯からLEDに変更していく場合は、導入の考え方を整理する必要があります。また、LEDに変更する場合は財政負担を伴うこととなります。
次年度へ向けた事務の改善点(付帯意見への対応等)	この事業について、過去の申請履歴も含め、現状の状況把握が必要と思われます。

一次評価(所管課による自己評価)		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	5	区民が安全・安心・快適に通行できることに対する補助であるため、事業目的に適合しており、必要な事業です。
② 効果性	4	平成27年度は0件でしたが、平成26年度、平成28年度に2件の申請がありました。
③ 効率性	4	補助を行うことにより、私道の夜間照明が確保され、歩行者の安全性が向上しているため、投入された経費に見合った効果が現れています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
------	--

- ・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充(拡大または充実して実施)する必要があるもの。
- ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続(現状の内容で実施)する必要があるもの。
- ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。
- ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。
- ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。

所管課による評価の理由(事業に対する取組方針) ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	町会・自治会からは、防犯灯の建替え・新設等の要望が強く、区が主体的に、安全安心の確保のために、本事業は今後も継続していく必要があります。
---	--

No 34

平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象			
事務事業名	麻布地区まちづくり相談・まちづくりコンサルタント派遣	開始年度	平成 19 年度
所属	麻布地区総合支所協働推進課まちづくり推進担当		
所管課長	麻布地区総合支所まちづくり担当課長		
基本政策	1 都心の活力と安全・安心・快適な暮らしを支えるまちをつくる		
政策名	(5) 住民、事業者、行政の多層的なパートナーシップでまちをつくる		
施策名	① 参画と協働によるまちづくりの推進		

事業概要	
事業の目的	区は、地域の課題は地域で解決し、地域の発意と合意に基づくまちづくりを推進し、地域主体のまちづくり活動を支援することを目的としています。
事業の対象	まちづくり相談：区民等 まちづくりコンサルタント派遣：まちづくりを考えている組織等 まちづくり活動助成：区に登録されたまちづくり組織
事業の概要	区民が自主的なまちづくりを目指し、その調査研究活動を行う場合に、区に登録されたコンサルタント（都市計画や建築の専門家）の派遣やまちづくり協議会に対し活動に関する費用等を支援しています。 【活動の状況】 まちづくり協議会：登録団体 2 団体（平成28年10月19日 1 団体取消） まちづくりコンサルタント派遣：2 件
根拠法令	港区まちづくり条例及び施行規則（平成19年10月1日施行）、港区まちづくりコンサルタント派遣要綱（昭和60年4月1日）、港区まちづくり活動助成要綱（平成20年4月1日施行）

事業の成果												
指標	指標1	まちづくり協議会登録数			指標2	活動助成金申請件数			指標3	コンサルタント派遣件数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成27年度	3	3	100.0%	平成27年度	1	1	100.0%	平成27年度	8	4	50.0%
平成28年度	3	2	66.7%	平成28年度	1	1	100.0%	平成28年度	8	2	25.0%	
平成29年度	2	—	—	平成29年度	1	—	—	平成29年度	5	—	—	
成果の概要 (指標の説明等)	<p>地域住民発意のまちづくりに寄与しています。 また、平成26年3月には六本木三丁目東地区まちづくり協議会が策定した「地区まちづくりルール」が港区で初めてルール認定されました。</p> <p>※平成28年10月に西麻布三丁目北東地区まちづくり協議会は、策定したまちづくりビジョンをもとに活動を準備組合に継承したため、登録が取消となりました。現在は準備組合が中心となって活動しています。</p>											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	1,008	1,008	0	0	0	0	0	0	1,008	619	61%
平成28年度	1,008	1,008	0	0	0	0	0	0	1,008	130	13%
平成29年度	906	906	0	0	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項											

事務事業を取り巻く状況等

コスト削減の工夫・余地	区民の自主的なまちづくり活動を支援する目的で取り組んでいる事業です。コンサルタント派遣のための報償費や活動助成金については、港区の基準を採用しているため、実績に応じて削減する余地はあります。	
区民ニーズや要望(今後の需要見込み)	まちづくり活動を開始する場合に検討課題の洗い出しや課題の整理など専門家のアドバイスが必要であり、また資料の印刷費など団体のまちづくり活動を地域に周知するための経費に対して区からの助成を望まれています。	
他団体等の取組状況(類似事業の有無)	まちづくり条例:10区制定 まちづくり推進要綱:1区制定 専門家の派遣及び助成制度:11区有	
区関与の必要性(実施する必要性)	まちづくりに関しては、区民からまちづくり相談を受けながら、団体等の目指す活動について区としての助言・指導をしています。そのため、港区まちづくり条例に基づく区民の自主的な活動を支えるためには、必要な制度です。	
前年度の最終評価及び付帯意見	継続	
事業の課題	まちづくり活動助成要綱策定時には、地区まちづくりルールの実現手法として、地区計画の作成等を想定し、助成額を設定しています。現在の六本木三丁目東地区まちづくり協議会は、「地区計画等へのステップアップを目指す活動」まで行っていないが、「認定されたルールに基づく継続的なまちづくり活動」を展開している組織に対し、継続的な支援が不可能となるという課題があります。引き続き支援を求める地域の声があるため、地域主体のまちづくりを目指すために要綱の改正を行う必要があります。	
次年度へ向けた事務の改善点(付帯意見への対応等)	地域主体のまちづくりを推進していくため、登録されているまちづくり協議会と連絡を取り合い、まちづくりの動向や活動状況さらには地域ニーズを的確に把握し、要綱改正の動きを支援部とも情報を密にしながら、きめ細やか対応を行いながら、地域のまちづくりを推進していきます。	

一次評価(所管課による自己評価)

項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	4	まちづくりの自主的な活動は、区民の認知度がまだまだ低い状況です。住民が積極的にまちづくりに関わっていくためには事業を継続し、まちづくりに対して関心を高める必要があります。
② 効果性	4	区主導のまちづくりと住民主導のまちづくりが協働して、安全で安心して生活できるまちを目指す制度として認知されてきました。
③ 効率性	4	まちづくりに関する相談は随時受け付けています。また、コンサルタント派遣や活動助成金の申請受付についても、区民のまちづくり活動に支障がないように行っています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
-------------	--

- ・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充(拡大または充実して実施)する必要があるもの。
- ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続(現状の内容で実施)する必要があるもの。
- ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。
- ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。
- ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。

所管課による評価の理由(事業に対する取組方針) ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	地域の区民が主体的となるまちづくりを推進していくために、今後も引き続き支援をしていく必要があるため継続とします。
--	--

No 35

平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象			
事務事業名	麻布地区清掃事業普及・啓発	開始年度	昭和 37 年度
所属	麻布地区総合支所協働推進課協働推進係		
所管課長	麻布地区総合支所協働推進課長		
基本政策	2 環境にやさしい都心をみなで考えつくる		
政策名	(6) 循環型社会の構築による活力ある都心づくりを進める		
施策名	① 区民・事業者との協働によるごみの減量		

事業概要	
事業の目的	麻布清掃協会の会員が、自主的協力によって清掃事業の向上と円滑な運営を図り、区域内の美化と環境衛生の向上に寄与するための活動を支援しています。
事業の対象	麻布清掃協会
事業の概要	<p>「麻布清掃協会」事業の支援事務</p> <p>①エコライフ・フェアMINATO参加への支援 環境課主催のエコライフ・フェアに赤坂・青山清掃協会と合同で参加し、バザーを出展して売上金を港区社会福祉協議会等へ寄付しています。</p> <p>②会議開催の支援 常任理事会、総会・懇親会、女性部役員会の調整支援を行います。</p> <p>③施設見学会・研修会 清掃・リサイクル事業に対する知識を深めるため、清掃やリサイクルなどに関係した施設を見学します。</p> <p>④年末年始清掃作業日程説明会 みなとりサイクル清掃事務所の職員を招き、年末年始のごみ収集日程の説明会を行います。</p>
根拠法令	港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例、麻布清掃協会会則、麻布清掃協会女性部規約

事業の成果												
指 標	指標1	バザー品売り上げ代金 (単位：千円)			指標2	会員数			指標3	会長表彰受賞者数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成27年度	300	281	93.7%	平成27年度	12,000	11,977	99.8%	平成27年度	3	5	166.7%
平成28年度	300	209	69.7%	平成28年度	12,000	11,379	94.8%	平成28年度	3	7	233.3%	
平成29年度	280	—	—	平成29年度	12,000	—	—	平成29年度	5	—	—	
成果の概要 (指標の説明等)	<p>麻布清掃協会は、赤坂・青山清掃協会とともに、エコライフ・フェアで会員から回収した不用品を扱うリサイクルバザーを出展しており、区民のリサイクル意識の向上及びごみの減量に成果をあげています。エコライフ・フェアは、例年5月第4土曜日に開催されていますが、昨年度は日曜日の開催だったため来場者が少なく、売上実績は昨年度より下回りました。</p> <p>また、麻布清掃協会は麻布管内の町会(40町会)と連動して構成されているため、研修会及び施設見学会の支援事務を行うことで地域コミュニティの育成にも寄与しています。</p>											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	35	35	0	0	0	0	0	0	35	29	83%
平成28年度	35	35	0	0	0	0	0	0	35	26	74%
平成29年度	35	35	0	0	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項	研修会及び施設見学会の支援のため、職員の同行経費として計上しています。										

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	研修会及び施設見学会支援のため、職員の同行経費として3名分を支出しています。会員の参加費と同額なため妥当であると考えます。
区民ニーズや要望(今後の需要見込み)	環境課主催のエコライフ・フェアに赤坂・青山清掃協力会と共に参加し、バザーを出展しています。近年来場者も増加しており、バザー品も多く寄せられることから、リサイクル活動のひとつとして定着していると考えられます。昨年度は、麻布清掃協力会役員の発案により、同会費で日・英・中・韓4か国語表記のごみの分別啓発ちらしを作成しました。外国人来場者も多いエコライフ・フェアで配布することで、外国人に対する意識啓発のきっかけとなります。
他団体等の取組状況(類似事業の有無)	他区でも、区内から生ずる廃棄物の排出抑制・減量化・資源化を推進するための活動支援を行っています。区では、赤坂地区総合支所が赤坂・青山清掃協力会を支援しています。
区関与の必要性(実施する必要性)	今後も、麻布清掃協力会の活動を通じて、清掃事業に関する普及・啓発は必要であり、事業支援を継続することは必要です。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続
事業の課題	町会と連動して役職および会員が構成されていることもあり、会員の高齢化が進んでいます。今後は、新たな人材の発掘・担い手の確保が課題となっています。
次年度へ向けた事務の改善点(付帯意見への対応等)	外国人が特に多い地域特性も考慮し、麻布清掃協力会会費で作成した日・英・中・韓4か国語表記のごみの分別啓発ちらしによる啓発とともに、区で作成する「資源とごみの分別」をホームページ等で周知していくことで、外国人へごみの分別の大切さについて呼びかけていく必要があります。

一次評価(所管課による自己評価)		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	4	今後も麻布清掃協力会の活動を通じて、清掃事業に関する普及・啓発は必要であり、事業支援を継続することは必要です。
② 効果性	4	麻布清掃協力会の活動を通じて区民のリサイクル意識が向上し、ごみの減量につながっています。
③ 効率性	5	施設見学会、研修会に職員が同行し、意見交換をすることで、リサイクルの推進やごみ減量事業に対する協働意識の高揚に効果的に作用していると考えます。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
<ul style="list-style-type: none"> ・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充(拡大または充実して実施)する必要があるもの。 ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続(現状の内容で実施)する必要があるもの。 ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。 ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。 ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。 	

所管課による評価の理由(事業に対する取組方針) ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	リサイクルの推進やゴミの削減には住民ひとりひとりの意識向上と協力が不可欠です。歴史的に行政側の働きかけで発足した協働の担い手に対し、区が支援を担うのは妥当といえます。麻布清掃協力会の会員を通じた地域住民の清掃意識向上により、麻布管内の環境美化と環境衛生の向上を期待できます。
---	---

No 36

平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象			
事務事業名	麻布地区リサイクル団体助成	開始年度	平成 4 年度
所属	麻布地区総合支所協働推進課協働推進係		
所管課長	麻布地区総合支所協働推進課長		
基本政策	2 環境にやさしい都心をみなで考えつくる		
政策名	(6) 循環型社会の構築による活力ある都心づくりを進める		
施策名	② 限りある資源の循環利用		

事業概要	
事業の目的	町会、自治会、PTA等の自主的な資源再利用運動に対し、報奨金支給、作業補助用具支給等の支援を行うことにより、資源再利用運動の発展に寄与し、ごみの減量及び資源の有効活用並びに環境問題に関する区民意識の高揚を図ります。
事業の対象	家庭から排出される資源を回収している、10世帯以上の区民によって構成される町会、自治会、PTA等で自主的な資源再利用運動を実施している団体
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> 資源再利用運動に対する報奨金の支給 (月別回収量(kg)に応じた報奨金を、各リサイクル団体へ年2回(上期分・下期分)助成) 資源再利用運動に必要な作業補助機材(電動式空き缶プレス機)の貸出 (空き缶プレス機の点検年1回) 資源再利用運動に必要な作業補助用具(資源回収に必要な消耗品)の支給
根拠法令	港区資源再利用運動促進要綱

事業の成果												
指標	指標1	年間回収量(kg)			指標2	リサイクル実践団体数			指標3	リサイクル実践世帯数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成27年度	1,350,500	1,053,787	78.0%	平成27年度	73	76	104.1%	平成27年度	8,693	8,919	102.6%
平成28年度	1,350,500	1,045,204	77.4%	平成28年度	76	77	101.3%	平成28年度	8,794	8,900	101.2%	
平成29年度	1,350,500	—	—	平成29年度	80	—	—	平成29年度	9,092	—	—	
成果の概要 (指標の説明等)	資源再利用実績団体に対し支援(助成金、機材貸出等)を行うことにより、活動の促進化につながっています。											

事業費の状況(単位:千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	8,560	8,560	0	0	0	0	0	0	8,560	6,702	78%
平成28年度	8,361	8,361	0	0	0	0	0	0	8,361	6,295	75%
平成29年度	7,918	7,918	0	0	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項											

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	現在、資源回収量の増加には報奨金の支給が有効な手段となっています。
区民ニーズや要望(今後の需要見込み)	登録団体や回収量は増加しており、今後も増加が見込まれます。
他団体等の取組状況(類似事業の有無)	他の自治体でも同様の支援を行っています。第一ブロックでは、千代田区、中央区、新宿区で実施しています。
区関与の必要性(実施する必要性)	リサイクル事業の普及を図るためには、住民の意識啓発や地域での取り組みが不可欠です。また、ごみの減量と関係することから公益性があり、区が実施することが妥当です。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続
事業の課題	古くから実施している回収団体は高齢化が進み、回収作業に限界が出ています。近年の登録は集合住宅の管理組合がほとんどで、町会・自治会などのコミュニティ組織の新規登録はない状況です。資源の持ち去りによる被害も発生しているため、より一層対策を強化する必要があります。
次年度へ向けた事務の改善点(付帯意見への対応等)	各団体の状況が見えにくいため、清掃事務所と連携し、実施確認等行います。

一次評価(所管課による自己評価)		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	4	今後とも回収量や実践団体の増加が見込まれること、またリサイクル事業推進の必要性の観点から、当事業の継続は必要です。
② 効果性	4	回収量が増加していることから、事業の実施手段の有効性は概ね評価できます
③ 効率性	4	リサイクル団体活動の助成として、報奨金支給は有効な手段と考えられます。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
所管課による評価の理由(事業に対する取組方針)	<p>実践団体の増加は、リサイクルに対する区民の意識の啓発にもつながっています。資源の再利用を一層促進するためには、適宜改善策をとりながら、本事業を継続するのが妥当です。</p> <p>※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載</p>

No 37

平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象			
事務事業名	麻布地区保護樹木・樹林助成	開始年度	昭和 49 年度
所属	麻布地区総合支所協働推進課まちづくり推進担当		
所管課長	麻布地区総合支所まちづくり担当課長		
基本政策	2 環境にやさしい都心をみなで考えつくる		
政策名	(7) 緑や水辺を保全・創造し、人や生物にやさしい都心環境をつくる		
施策名	④ みどりの保全と創出		

事業概要	
事業の目的	港区みどりを守る条例の基準により、一定の太さや面積以上の樹木・樹林を保護樹木・樹林として指定し、区内の良好な緑を保全します。 また、樹木診断や維持管理の相談などの支援を行い、保護樹木・樹林制度の充実を図ることを目的とします。
事業の対象	区民、区内事業者（土地所有者又は管理者）
事業の概要	区内にある大きな樹木・樹林を守り、健やかに育てていただくために、区民等が所有する樹木・樹林で、所有者又は管理者から申請があった場合に、申請に基づき調査を行い、区の基準に該当するものを保護樹木・保護樹林として指定し、維持管理にかかる経費の一部を助成します。
根拠法令	港区みどりを守る条例（昭和49年6月28日施行） 港区みどりを守る条例施行規則（昭和49年6月28日施行）

事業の成果												
指標	指標1	指定保護樹木・樹林件数			指標2	補助金申請件数			指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成27年度	47	44	93.6%	平成27年度	47	44	93.6%	平成27年度			
平成28年度	46	46	100.0%	平成28年度	46	46	100.0%	平成28年度				
平成29年度	46	—	—	平成29年度	46	—	—	平成29年度		—	—	
成果の概要 (指標の説明等)	保護樹木等所有者・管理者への支援を行うことにより、樹林性の生きものの生育・生育環境となるほか、大気の冷却や雨水の地下浸透の調整がなされています。											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	1,368	1,368	0	0	0	0	0	0	1,368	1,268	93%
平成28年度	1,384	1,384	0	0	0	0	0	0	1,384	1,275	92%
平成29年度	1,382	1,382	0	0	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項											

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の余地 工夫・余	樹木の選定は根回りや高さにより費用が違います。街路樹のように幹回りが1mに満たないものは6,000円から10,000円です。保護樹木は根回り2m高さ20mを超えるものも多く、高所作業者を使用しての剪定費用は100,000円以上かかります。現在の区の保護樹木に対する補助金は1本目は7,500円、2本目からは1本につき5,500円（上限70,000円）となっていることから削減の余地はないと考えます。
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	区の保護樹木・樹林助成事業は、良好な自然と生活環境の増進に資することからニーズは根強くあります。
他団体等の 取組状況 (類似事業の有無)	他区においても同様の行政サービスを提供しています。
区関与の必要性 (実施する必要性)	個人だけでは樹木の長期にわたる維持が難しいことから、保全すべき樹木・樹林を保護樹木に指定し、一定の補助金を支出し所有者に助成することは、区内の緑を守るために必要です。
前年度の最終評価 及び付帯意見	継続
事業の課題	保護樹木・樹木の剪定、落ち葉の清掃、病虫害への対応など、維持管理経費の負担が課題となっており、所有者の負担軽減策を検討する必要があります。
次年度へ向けた 事務の改善点 (付帯意見への対応等)	所有者からの申出により保護樹木を樹木診断し、健全な状態か否かを診断しています。長期にわたり保護樹木を維持していくため、全ての保護樹木に対して樹木診断をしていくかどうかを含めて検討していきます。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	4	区と所有者が一体となって保護樹木・樹林を保全していくことは、緑の保全策として有効であり、本事業は必要です。
② 効果性	4	当事業が、民有地におけるみどりの保全策として一定の役割を担っており、所有者が保護樹木・樹林を保全するうえで有効です。
③ 効率性	4	保護樹木・樹林を保全するための指定及び補助金の交付は、緑の潤いと安らぎのある生活環境を確保するために有効です。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	<input type="radio"/> 拡充	<input checked="" type="radio"/> 継続	<input type="radio"/> 改善	<input type="radio"/> 廃止	<input type="radio"/> 統合
------	--------------------------	-------------------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------

・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充(拡大または充実して実施)する必要があるもの。
 ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続(現状の内容で実施)する必要があるもの。
 ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容を改善すべきもの。
 ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。
 ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。

所管課による 評価の理由 (事業に対する 取組方針)	<p>※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載</p> <p>※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載</p> <p>※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載</p> <p>港区内に貴重な緑を保全し、後世に長く残していくための、保護樹木の所有者・管理者への支援は重要です。そのため、本事業は継続して行く必要があります。</p>
-------------------------------------	---

No 38

平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象			
事務事業名	緑化普及啓発	開始年度	昭和 54 年度
所属	麻布地区総合支所協働推進課まちづくり推進担当		
所管課長	麻布地区総合支所まちづくり担当課長		
基本政策	2 環境にやさしい都心をみなで考えつくる		
政策名	(7) 緑や水辺を保全・創造し、人や生物にやさしい都心環境をつくる		
施策名	④ みどりの保全と創出		

事業概要	
事業の目的	緑化の重要性や緑を大切にす意識を醸成させ、区民一人ひとりが緑に対し広く理解と認識を高めることを目的としています。
事業の対象	《植木市・園芸講座》区民 《敬老鉢植え・誕生鉢植えの配布》 対象年齢の区民のうち希望者 《グリーンバンク》 区民
事業の概要	《植木市 (芝地区・麻布地区で開催)》 苗木・草花・肥料等販売、緑の相談所及び青空園芸教室を実施しています。 《園芸講座》 緑に関する知識習得の機会として、5支所で個別に開催しています。当日は、園芸の専門家を講師に招き、園芸や緑化に関する相談も行える講座としています。 《敬老・誕生鉢植えの配布》 75歳を迎えられた方及び誕生した子供の保護者の希望者に対し、鉢植えを個別配送することにより緑に親しむ機会を設け、緑化普及啓発を図ります。 《グリーンバンク》 区民が大切に育ててきた樹木を活用できるように引取り、一時的に区の苗圃(びょうほ)に移植します。また、希望者には引取った樹木をあっせんします。
根拠法令	「港区みどりを守る条例」(昭和49年6月28日施行) 「港区みどりを守る条例施行規則」(昭和49年6月28日施行)

事業の成果												
指標	指標1	園芸講座参加者人数			指標2	敬老鉢植え配付数			指標3	誕生鉢植え配付数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成27年度	30	15	50.0%	平成27年度	150	125	83.3%	平成27年度	150	145	96.7%
	平成28年度	30	19	63.3%	平成28年度	150	166	110.7%	平成28年度	150	168	112.0%
平成29年度	30	—	—	平成29年度	150	—	—	平成29年度	150	—	—	
成果の概要 (指標の説明等)	<p>区民への緑化促進・普及啓発として、5支所が連携して共通の取組を実施しています。また、緑への関心・きっかけづくりとして好評を得ている一方で、敬老・誕生鉢植えは、特定世代への配布のため、幅広い世代への緑化普及啓発効果が得られにくいという側面があります。</p> <p>(参考) 港区の緑被率は21.78% (第9次みどりの実態調査(平成28年度)による)。事業当初に比べて6.6%増加しています。</p>											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	2,240	2,200	0	0	0	40	0	0	2,240	2,197	98%
平成28年度	2,396	2,356	0	0	0	40	0	0	2,396	2,388	100%
平成29年度	2,376	2,346	0	0	0	30	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項											

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	事業内容については、平成21年度から各事業とも経費の見直しを行うなど、事業内容の見直しを実施してきました。
区民ニーズや要望(今後の需要見込み)	行政が実施していることからの安心感、そして区事業に対する共感により、区の緑化普及啓発事業へのニーズは根強くあります。
他団体等の取組状況(類似事業の有無)	<ul style="list-style-type: none"> ・園芸講座類似事業 21区実施 ・敬老/誕生鉢植え 誕生鉢植えのみ練馬区で実施(区施設で配布) ・植木市 12区実施(展示会などを含む) ※「都・区市町村自然環境行政概要」による(東京都環境局)
区関与の必要性(実施する必要性)	行政が実施していることによる安心感、そして区事業に対する共感により参加している人が多く、この事業により緑化に関心と機会を得る人が多いため、公益性が十分にあります。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続 緑化普及啓発の効果を高められるよう、事業の見直しを行ってください。
事業の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・園芸講座や植木市などは好評であり、緑に接する機会として普及啓発に一定の効果をあげていますが、園芸講座は講座内容が初心者向けに偏っており、知識取得の場として対象を広く改善する余地があります。 ・敬老鉢植えや誕生鉢植えの配布は記念品としての意味が強く、さらに特定世代のみへの配布であり、効果が得られにくいという側面があります。
次年度へ向けた事務の改善点(付帯意見への対応等)	時代の変化に対応するため、支給ではなく参加型の事業の充実や目にふれる緑の増加に向けて事業内容を見直す必要があり、緑化普及啓発事業の再構築を検討いたします。具体的には、特定世代への鉢植えの配布を止め、多くの世代の方が、自主的に緑を増やし緑に対する意識が高まるよう、既存事業の質を高め、見直しを進めていきます。

一次評価(所管課による自己評価)		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	3	緑化普及啓発は区の責務であり、今後も区民ニーズや要望は見込まれるため、事業の継続は必要です。
② 効果性	3	実施内容の検討など5支所の連携・協力によりおおむね目標を達成しています。一方で、敬老・誕生鉢植えの配布は、特定世代への配布であるため、幅広い世代への効果が得られにくい側面があります。
③ 効率性	3	幅広い層の区民に対し、網羅的に緑化普及啓発の意識を醸成できるような仕組みづくりが必要です。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ○ 継続 ● 改善 ○ 廃止 ○ 統合
・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充(拡大または充実して実施)する必要があるもの。 ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続(現状の内容で実施)する必要があるもの。 ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。 ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。 ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。	
所管課による評価の理由(事業に対する取組方針) ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	【改善の概要】 ・敬老・誕生鉢植えの配布を廃止します。 ・支給ではなく参加型の事業の充実や目にふれる緑の増加に向けて事業内容を見直し、緑化普及啓発事業の再構築を検討します。 植木市は、緑に接する中で緑への関心を高めるきっかけづくりとして、毎年600名を越す方々が来園しており需要があります。また、園芸講座は、緑に興味を持つ方はもとより、これまで受講され、さらに知識取得のため度々参加されている方もいるなど、一定の需要があり、緑化普及の有効な手段となっていることから継続します。 一方、誕生鉢植えや敬老鉢植えの配布数は、人口増加により配布を希望する方が増えているものの、特定世代のみの配布であるとともに記念的要素が強く、幅広い緑化普及啓発効果が得られにくいいため、廃止とします。 今後は、植木市や園芸講座をより一層の多世代への関心を高める内容にするとともに、初心者だけでなく経験者の緑化知識取得の場としても利用できるような充実させ、区民一人ひとりが緑化への意識を醸成しながら、地域における緑化への取組に繋がりを、誰もが緑化に親しめるよう事業の転換を図っていきます。

No 39

平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象			
事務事業名	麻布地区みなとタバコルール推進	開始年度	平成 18 年度
所属	麻布地区総合支所協働推進課協働推進係		
所管課長	麻布地区総合支所協働推進課長		
基本政策	2 環境にやさしい都心をみなで考えつくる		
政策名	(9) 環境に対する意識を高め行動する		
施策名	① 多様な主体と連携した環境保全・美化活動の推進		

事業概要	
事業の目的	港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例で規定する「みなとタバコルール」に基づき、公共の場所での喫煙による迷惑の防止の取組を推進するとともに、喫煙者のマナーやモラルが定着するよう周知・啓発を行い、区民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする環境の実現を図ります。
事業の対象	区内に居住し、勤務し、在学し、若しくは滞在し、又は区内を通過する者及び区内事業者等
事業の概要	<p>みなとタバコルールを周知及び浸透させるため、以下の取組を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■麻布地区管内におけるタバコに係る苦情・相談対応 ■みなとタバコルールの周知・啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・区民、事業者等の地域の皆さんと協働及び連携し、みなとタバコルールの啓発と環境美化のキャンペーン活動を実施 ・区内の駅周辺などを中心に、路上・歩行喫煙の禁止についての路面シール、ポスター等を設置 ・巡回啓発員による路上・歩行喫煙者への指導・啓発の実施 ■麻布地区管内の指定喫煙場所の整備・管理
根拠法令	港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例、港区指定喫煙場所の設置等に関する要綱、港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例に基づく勧告及び公表に関する要綱等

事業の成果												
指標	指標1	苦情相談件数			指標2	指定喫煙場所設置数			指標3	当初予定	実績	達成率
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率				
	平成27年度	100	133	133.0%	平成27年度	3	3	100.0%	平成27年度			
	平成28年度	100	144	144.0%	平成28年度	4	9	225.0%	平成28年度			
	平成29年度	100	—	—	平成29年度	12	—	—	平成29年度		—	—
成果の概要 (指標の説明等)	<p>「港区環境美化の推進及び喫煙に関する迷惑の防止に関する条例（平成26年7月1日施行）」の施行により、路上喫煙・歩行喫煙に対する苦情相談件数が増加しています。</p> <p>平成28年4月1日から新たに指定喫煙場所「新一の橋交差点指定喫煙場所」の運用が開始されたとともに、民間事業所建物内の喫煙所を指定喫煙場所として6か所が登録されました。</p>											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	14,402	14,402	0	0	0	0	0	0	14,402	7,764	54%
平成28年度	14,531	14,531	0	0	0	0	0	0	14,531	13,601	94%
平成29年度	14,499	14,499	0	0	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項											

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	みなとタバコルールキャンペーンを他の類似活動・キャンペーンとの合同開催にするなど、コスト削減を図っています。また、指定喫煙場所の設置、移転等をたばこ製造事業者と共同で行うなど、関係機関と協力の上、事業を実施しています。
区民ニーズや要望（今後の需要見込み）	みなとタバコルールの啓発・周知の強化及び歩行・路上喫煙者に対する指導の強化を求める声があります。また、喫煙者からは指定喫煙場所の増設の要望があります。
他団体等の取組状況（類似事業の有無）	条例による規制をかけず、マナー問題として啓発活動を実施している自治体と、路上喫煙・ポイ捨てに関する条例を制定し、過料を科している自治体に分けられます。（例 千代田区：過料20,000円以下）
区関与の必要性（実施する必要性）	公益性が高い事業であり、その効果は港区の環境美化及び街の安全に寄与するものであることから、区が実施することが妥当です。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続
事業の課題	「港区環境美化の推進及び喫煙に関する迷惑の防止に関する条例（平成26年7月1日施行）」施行後、道路などの公共の場所に隣接する店舗・事業所に設置している灰皿の撤去・移設が進んだことから、路上・歩行喫煙者が増加傾向にあるため、受動喫煙および吸殻のポイ捨てに関する苦情が増えています。 また、歩行・路上喫煙者対策として指定喫煙場所の整備が求められますが、指定喫煙場所の新設可能な場所の確保が課題となっています。
次年度へ向けた事務の改善点（付帯意見への対応等）	街なかでの「みなとたばこルール」をより一層周知・理解いただくために、六本木安全安心プロジェクトや客引き防止プロジェクト、青色防犯パトロール業務とも連携し、駅周辺や繁華街での複合的な課題解決に取り組みます。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	5	今後の社会情勢、区民ニーズ等から継続して実施する必要性は高いです。また、継続して普及啓発を行うことがみなとタバコルールの浸透、ひいては港区におけるマナー向上に繋がります。
② 効果性	4	条例施行後、苦情相談件数は増加しましたが、地域との協働によるキャンペーン、巡回啓発員による指導・啓発等により、みなとタバコルールは着実に浸透してきています。
③ 効率性	4	他の類似事業との合同開催等の見直しを実施するなど、事務改善を行っています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
------	--

・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充（拡大または充実して実施）する必要があるもの。
 ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続（現状の内容で実施）する必要があるもの。
 ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。
 ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。
 ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。

所管課による評価の理由（事業に対する取組方針）	<p>区に寄せられるタバコに関する苦情は、全体の苦情の中でも毎年上位を占めていることも踏まえ、平成28年度からは環境課と連携し、重点指導の開始、公園・児童遊園の巡回強化など、地域の現状に合った効果的な巡回指導を進めています。また、継続的にキャンペーンを実施し、タバコルールの周知啓発を積極的に進めています。</p> <p>なお、並行してみなとタバコルールの実効力を向上させるためにも、喫煙場所が不足している地域については指定喫煙場所の整備に向け、検討を進めてまいります。</p>
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

No 40

平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象			
事務事業名	麻布地区環境美化啓発	開始年度	平成 10 年度
所属	麻布地区総合支所協働推進課協働推進係		
所管課長	麻布地区総合支所協働推進課長		
基本政策	2 環境にやさしい都心をみなで考えつくる		
政策名	(9) 環境に対する意識を高め行動する		
施策名	① 多様な主体と連携した環境保全・環境美化の推進		

事業概要	
事業の目的	「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」に基づき、区、区民等及び事業者が連携・協働し、地域環境美化のための取組を行い、良好な環境づくりを目指します。
事業の対象	在住者、在勤者、在学者、事業者等
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清掃用具の貸し出し (個人、団体、企業等が行う清掃活動に必要な用具の貸し出し) ・ 環境美化推進員の委嘱、支援
根拠法令	港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例、同施行規則 港区環境美化推進員運営要綱

事業の成果												
指標	指標1	環境美化推進員活動回数			指標2	環境美化推進員登録団体数			指標3	清掃用具貸出回数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成27年度	215	230	107.0%	平成27年度	9	9	100.0%	平成27年度	5	3	60.0%
	平成28年度	240	204	85.0%	平成28年度	9	9	100.0%	平成28年度	5	8	160.0%
平成29年度	234	—	—	平成29年度	9	—	—	平成29年度	5	—	—	
成果の概要 (指標の説明等)	区民、事業者等への清掃活動等の支援を行うことにより、在住、在勤、在学等港区にかかるすべての人に対し、清潔できれいな港区への意識付けに一定程度寄与しています。											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	300	300	0	0	0	0	0	0	300	299	100%
平成28年度	287	287	0	0	0	0	0	0	287	287	100%
平成29年度	287	287	0	0	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項											

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	貸与品や清掃用具の残量を確認し、購入しており、適正に予算を執行できています。さらに区民ニーズを的確に把握し、予算の執行をしていきます。
区民ニーズや要望(今後の需要見込み)	各団体より、清掃用具の貸出品(ほうき、ちりとり、ゴミバサミ、ゴミ袋)について要望があるため予算の範囲内で要望に応えています。
他団体等の取組状況(類似事業の有無)	他区でも区民の自主的清掃活動を支援しており、自主性の高い事業にしていると聞いております。
区関与の必要性(実施する必要性)	各団体における清掃用具の消耗や新規購入の費用負担について、区が清掃用具を貸し出すことにより負担を軽減し、活動の活性化につながると考えられます。清掃中、トラブルに巻き込まれる不安に対し、本事業により区の支援を受けて活動できることが安心感につながっているとのご意見もいただいております。継続的なバックアップが必要です。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続
事業の課題	地区全体での良好な環境づくりを目指し、環境美化活動を活性化させるため、区民・事業所に対して事業周知が必要です。
次年度へ向けた事務の改善点(付帯意見への対応等)	地区全体での良好な環境づくりを目指し、環境美化活動を活性化させるため、区民・事業所に対する事業の周知に努めていく必要があります。

一次評価(所管課による自己評価)		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	5	活動団体からは、清掃中にトラブルに巻き込まれる不安に対し、本事業により「区や警察の支援を受け、活動に安心して取り組むことができる」というご意見があり、継続的なバックアップが必要です。
② 効果性	4	自分たちのまちは自分たちできれいにするという地域の方々の自主活動を、区、警察がバックアップできており、地域の企業も、清掃用具の貸出によって地域に対して貢献できるという状況を生み出しています。
③ 効率性	4	環境美化推進登録団体への清掃用具の貸出し(貸与品の交換)はきめ細やかにを行い、活動支援につながっていますが、地域の企業等に対する貸出しについては区ホームページでの周知だけなので、改善の余地があります。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
------	--

- ・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充(拡大または充実して実施)する必要があるもの。
- ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続(現状の内容で実施)する必要があるもの。
- ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。
- ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。
- ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。

所管課による評価の理由(事業に対する取組方針)	本事業は、環境美化活動について、区が区民のニーズに対する確に対応できていることから、今後も継続する必要性は非常に高いと考えられます。
-------------------------	--

※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載
 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載
 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載

No 41

平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象			
事務事業名	麻布地区環境改善	開始年度	平成 13 年度
所属	麻布地区総合支所協働推進課協働推進係		
所管課長	麻布地区総合支所協働推進課長		
基本政策	2 環境にやさしい都心をみなで考えつくる		
政策名	(9) 環境に対する意識を高め行動する		
施策名	① 多様な主体と連携した環境保全・環境美化の推進		

事業概要	
事業の目的	増えすぎたカラスによる被害から、区民の安全を守り、区民が快適に生活することができる環境を整えることを目的とします。
事業の対象	麻布地区管内の民地、私道で緊急対応が必要な区民等
事業の概要	麻布地区管内のカラス巢等撤去業務 (区で対応しない麻布地区管内の民地、私道で緊急対応が必要な場合の緊急対応) ①カラスの巢の撤去 ②落下したカラスのヒナの回収処分 ③落下したカラスの成鳥の回収処分
根拠法令	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則

事業の成果												
指標	指標1	カラスの被害苦情件数			指標2	カラスの巢撤去件数			指標3	カラス(ヒナ)回収件数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成27年度	30	16	53.3%	平成27年度	2	0	0.0%	平成27年度	5	4	80.0%
	平成28年度	30	20	66.7%	平成28年度	2	0	0.0%	平成28年度	5	2	40.0%
平成29年度	30	—	—	平成29年度	2	—	—	平成29年度	5	—	—	
成果の概要 (指標の説明等)	相談を受けてすぐに対応し、職員の出勤や予算の執行率も減った結果、カラスによる人的被害が減少しています。											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	101	101	0	0	0	0	0	0	101	34	34%
平成28年度	103	103	0	0	0	0	0	0	103	27	26%
平成29年度	103	103	0	0	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項											

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	区では緊急的に捕獲したカラスを処理する権限や巣の撤去を行うための機材等が無いため現状で行っている造園業者への委託が最善の策と考えます。
区民ニーズや要望(今後の需要見込み)	以前はカラスの鳴き声やゴミをあさる等の苦情が多かったのですが、近年はカラスに襲われるという苦情が多く寄せられています。
他団体等の取組状況(類似事業の有無)	各自治体でも同様の事業を行なっています。 また、各区ではカラスがゴミをあさる事を防止するため、ゴミの早朝収集、防鳥ネットの無料配布を行っています。早朝収集は繁華街を重点的に行っている区が多いようです。
区関与の必要性(実施する必要性)	カラス等有害鳥獣については東京都や各区での対応のほか、造園業者も巣の撤去、ヒナの捕獲を行っている場合があります、それぞれの分担で業務を行っています。本事業で区が対処している部分については実施すべきであると考えます。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続
事業の課題	造園業者への依頼が多くなった場合、予算が不足する可能性があります。
次年度へ向けた事務の改善点(付帯意見への対応等)	本事業は区民の安全安心を守るという目的で行われています。昨年度よりヒナの回収を業者に委託したため、どの職員でも対応できるよう体制づくりをしています。

一次評価(所管課による自己評価)		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	4	苦情の件数自体は年度により増減しています。カラスに襲われるとの苦情も多いことから継続の必要性があります。
② 効果性	4	区民の方からの要望を受けその要望(不安)を解消できる事業であるため、区民が快適に過ごせる生活環境の向上に寄与しています。
③ 効率性	4	実施体制、手法は妥当と思われる。しかし、今後の実績増によっては予算の改善も検討する必要があります。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
所管課による評価の理由(事業に対する取組方針)	<p>・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充(拡大または充実して実施)する必要があるもの。</p> <p>・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続(現状の内容で実施)する必要があるもの。</p> <p>・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。</p> <p>・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。</p> <p>・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。</p> <p>本事業では、カラスの繁殖期に人を襲うという習性から区民の安全を守るために行っているとともに、巣ができたところの所有者に巣の撤去を依頼するという仲介業務も行っています。したがって、引き続き事業を継続していく必要があると考えます。</p> <p>※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載</p>

No 42

平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象			
事務事業名	麻布地区生活安全・環境美化活動推進事業	開始年度	平成 12 年度
所属	麻布地区総合支所協働推進課協働推進係		
所管課長	麻布地区総合支所協働推進課長		
基本政策	3 地域の課題を自ら解決できるコミュニティをつくる		
政策名	(10) まちづくりを進めるコミュニティを形成する		
施策名	① コミュニティに配慮したまちづくり		

事業概要	
事業の目的	区民、在勤者、在学者、自治会・町会等地域の団体、企業、関係機関等との連携により、区民等の生活安全及び環境美化意識の向上を図るとともに、生活安全及び環境美化に関する自主的な取組を推進し、安全で安心なまちづくりに寄与します。
事業の対象	区民、在勤者、在学者、自治会・町会等地域団体、企業、関係機関等
事業の概要	<p>○麻布地区の生活安全と環境を守る協議会の運営 安全で安心できる港区にする条例第11条第2項を根拠に設置されている「麻布地区の生活安全と環境を守る協議会」を運営します。 【麻布地区の生活安全と環境を守る協議会】 目的：麻布地区における生活安全及び環境美化活動の推進 構成：麻布地区の町会・自治会、商店会、その他目的に賛同する企業、団体等 活動：麻布地区の安全を脅かす課題の解決策を検討し、生活安全、環境美化等に関する活動を展開</p> <p>○各種支援 地域の実情に応じた生活安全及び環境美化に関するキャンペーンの共催、自主パトロールへの参加等により活動を支援します。</p>
根拠法令	安全で安心できる港区にする条例

事業の成果												
指標	指標1	活動回数（パトロールを含む）			指標2	協議会等が実施する活動述べ参加人数			指標3	協議会等開催回数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成27年度	10	9	90.0%	平成27年度	350	612	174.9%	平成27年度	3	2	66.7%
	平成28年度	10	13	130.0%	平成28年度	500	653	130.6%	平成28年度	3	3	100.0%
平成29年度	10	—	—	平成29年度	500	—	—	平成29年度	2	—	—	
成果の概要 (指標の説明等)	落書き消去活動、クリーンアップキャンペーン等の協議会所属メンバーと地域住民との協働による活動を実施し、区民等の生活安全及び環境美化意識の向上に寄与しました。											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	377	377	0	0	0	0	0	0	377	182	48%
平成28年度	470	470	0	0	0	0	0	0	470	427	91%
平成29年度	441	441	0	0	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項											

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	キャンペーン活動に伴う経費が大半を占めるため、各活動の有効性を精査し、効果が最大限発揮できる活動を効率的に実施し、コスト削減に努めます。
区民ニーズや要望（今後の需要見込み）	協議会又は分科会の提案・決定に基づいた活動を実施しています。地域のニーズ・要望は、今後も見込まれます。
他団体等の取組状況（類似事業の有無）	他区においても、住民、企業、商店街、PTA等が行政と協働し、地域パトロールや落書き消去活動を実施しています。
区関与の必要性（実施する必要性）	公益性が高い事業であり、その効果は麻布地区の安全で安心なまちづくりに寄与するものであることから、区が実施することが妥当です。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続
事業の課題	「麻布地区の生活安全と環境を守る協議会」による活動を通じて、区民等の生活安全及び環境美化意識が向上し、地域による自主的な活動が定着していくことが望ましい姿です。今後は、地域情報紙等による広報活動、落書き消去物品の貸与の取り組みを進めていきます。
次年度へ向けた事務の改善点（付帯意見への対応等）	麻布地区の落書き消去活動支援基準に加え、今年度は港区の要綱も整いました。さらに、地域や警察と連携して落書き消去活動を行い、まちの美化活動を推進して行きます。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	5	麻布地区の安全で安心なまちづくりに寄与するものであるため、事業は継続する必要があります。今後も継続して効率的な運営、周知方法等の見直しを行い、より一層の地域における生活安全・環境美化活動の活性化を目指します。
② 効果性	4	本事業を通じて、主体的に生活安全及び環境美化活動を展開している地域が見受けられます。また、本事業は、麻布地区の安全で安心なまちづくりに寄与するものであることから、事業効果は高いと評価できます。
③ 効率性	4	区民等の生活安全及び環境美化意識の向上を図るための効率的な手法については、広報等の積極的な活用を行うなど、改善の余地はあります。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
------	--

- ・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充（拡大または充実して実施）する必要があるもの。
- ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続（現状の内容で実施）する必要があるもの。
- ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。
- ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。
- ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。

所管課による評価の理由（事業に対する取組方針） ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	安全で安心できる麻布地区の実現は、区民、事業者、行政機関が協働して、区民等の生活安全及び環境美化意識の向上に向けて取り組むことが不可欠です。現在、生活安全及び環境美化活動を主体的に実施している団体も存在しており、本事業を継続する意義は高いと評価できます。 なお、継続に当たっては、区民からのニーズや要望を踏まえ、落書き消去等の新たな活動の展開も推進していきます。
---	--

No	43	平成29年度 港区事務事業評価シート			
評価対象					
事務事業名	麻布地区町会等活動支援	開始年度	昭和	52	年度
所属	麻布地区総合支所協働推進課協働推進係				
所管課長	麻布地区総合支所協働推進課長				
基本政策	3 地域の課題を自ら解決できるコミュニティをつくる				
政策名	(13) コミュニティの形成を進める人材や組織の育成を支援する				
施策名	① コミュニティ活動に取り組む多様な主体の支援				

事業概要	
事業の目的	町会・自治会活動経費、町会・自治会所有の掲示板設置等に伴う経費、町会・自治会会館の建設等に要する経費、地縁による団体として認可されるために要する経費に対して一部補助金を交付し、町会・自治会が自主活動を円滑に行うことができるよう支援することを目的とします。
事業の対象	麻布地区内町会・自治会等 (47団体(うち4団体休会))
事業の概要	<p>【町会等活動支援】 町会等の設立、運営等の支援、港区麻布町会・自治会連合会の運営への協力、町会・自治会加入促進パンフレットの作成・配布、町会・自治会の会長、副会長及び役員に対する感謝状贈呈、その他表彰推薦、地域活動補償制度に係る経費により町会等の支援をします。</p> <p>【町会等補助金】 町会等と連絡をとり、町会相互及び区と町会のコミュニケーションを図り、活動を支援するとともに、町会等の活動費等に補助金を交付します。</p> <p>【町会等組織活性化補助】 町会・自治会が、町会会館の建設・修繕等経費や地縁団体としての認可を受けるための経費、町会掲示板設置経費など、長期的に安定して自治組織として運営できるよう経費の一部を補助します。</p>
根拠法令	町会又は自治会の役員の職にあった者に対する感謝状贈呈基準、港区地域活動補償制度取扱要綱、港区町会等補助金交付要綱、港区町会等掲示板設置補助金交付要綱、港区認可地縁団体補助金交付要綱、港区町会・自治会会館建設等補助金交付要綱

事業の成果												
指標	指標1	町会・自治会会員数 (単位：世帯)			指標2	団体活動費補助金 交付額(単位：千円)			指標3	防犯灯等維持費補助金 交付額(単位：千円)		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成27年度	12,800	12,910	100.9%	平成27年度	9,100	9,133	100.4%	平成27年度	4,000	3,049	76.2%
	平成28年度	13,000	12,313	94.7%	平成28年度	9,100	8,874	97.5%	平成28年度	3,000	3,019	100.6%
	平成29年度	12,500	—	—	平成29年度	9,000	—	—	平成29年度	3,000	—	—
成果の概要 (指標の説明等)	<p>各町会・自治会からの相談、運営支援等のほか、「港区麻布町会・自治会連合会」の事務局を担い、総会・懇親会、交流会、研修会等の開催支援を行っています。普段付き合いの薄い町会・自治会及び会員同士の交流を促し、町会・自治会の活動の活性化及び運営円滑化に寄与しています。</p> <p>また、町会・自治会を補助金により支援することで、運営の円滑化及び活動の活性化に寄与しています。</p> <p>ただし、町会等組織活性化補助(町会等掲示板設置補助金、認可地縁団体補助金、会館建設等補助金)は事案発生に伴う補助であるため、実績増減が多い傾向にあります。</p> <p>防犯灯補修費の実績は80基で704,000円の補助金を交付しました。掲示板設置等補助金の実績はありません。</p>											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	13,924	13,923	0	0	0	1	0	0	13,924	12,735	91%
平成28年度	13,934	13,933	0	0	0	1	0	0	13,934	12,729	91%
平成29年度	23,837	23,836	0	0	0	1	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項	<p>平成27、28年度の事業費は、統合した3事業の合計額を記載しています。</p> <p>また、平成29年度は28年度中に麻布本村町会会館建設等の事業計画の提出があり、町会・自治会会館補助金が認められたため、例年に比べ予算額が多くなっています。</p>										

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	町会に係る複数の事業を一本化することで、事務効率化及びコスト削減を図りました。 他のイベント時に町会・自治会の周知を行う等、コストを削減しつつ、周知・活動支援を行っています。また、区補助金活用時の事前相談や協議の際、適正内容かの確認に加え、区以外の都や国などの補助金や支援制度を紹介しています。
区民ニーズや要望（今後の需要見込み）	高齢化が進んでいる町会・自治会では、イベントの担い手不足や後継者の問題もあり、支援ニーズが高まっています。また、今後電気料金の値上げ等の社会情勢が変化した際には、追加や新規での補助等の支援要望も想定されます。
他団体等の取組状況（類似事業の有無）	取組状況は様々ですが、各区で町会に対する支援を実施しています。 (加入促進ちらし等の作成、行事への物的・人的支援、地域活動補償制度、町連への支援、補助金等)
区関与の必要性（実施する必要性）	町会・自治会は、地域貢献活動及び地域振興活動を行っているほか、地域住民と行政の橋渡し役を担っている団体であるため、区が幅広く支援する必要があります。
前年度の最終評価及び付帯意見	統合
事業の課題	地域コミュニティの中心である町会・自治会では、会員の高齢化による担い手不足や未加入者への加入促進等が課題となっています。また、近隣の町会・自治会との付き合いが希薄化しており、町会・自治会間の連携が不足しています。今後も継続して横のつながりを強化し、町会・自治会間の情報交換等を行う必要があります。 また、周知が十分ではないことや、要件の厳しさ、事務処理及び費用負担の多さ等により、利用が少ない補助項目があります。
次年度へ向けた事務の改善点（付帯意見への対応等）	普段付き合いの薄い町会・自治会及び会員同士の更なる交流を促すため、継続して「港区麻布町会・自治会連合会」の事務局支援の中で交流会を開催します。また、区主催イベントにおいて、町会・自治会の周知機会を積極的に創出します。 また、各種補助金の周知をするため、町会・自治会が多く集まる機会等において積極的に広報していきます。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	4	各町会・自治会間の相互連携を図り、活動支援するため、区が全体を幅広く支援していく必要があるため、区の実施は妥当です。
② 効果性	4	各ニーズ及び内容別に補助金等の支援をすることで、効果的に実施しています。
③ 効率性	4	コスト削減の工夫を行っており、本事業の経費負担額は妥当です。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	<input type="radio"/> 拡充	<input checked="" type="radio"/> 継続	<input type="radio"/> 改善	<input type="radio"/> 廃止	<input type="radio"/> 統合
------	--------------------------	-------------------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------

・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充(拡大または充実して実施)する必要があるもの。
 ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続(現状の内容で実施)する必要があるもの。
 ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。
 ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。
 ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。

所管課による評価の理由（事業に対する取組方針）	<p>地域の問題を区と地域住民が協働して解決していく上で、地域コミュニティの要となる町会・自治会への支援は必要不可欠であるため、本事業は継続する必要があります。</p> <p>課題解決に向けた具体的な取組として、各種イベント実施時において町会紹介コーナーを設置し、町会への加入を促進するとともに、港区麻布町会・自治会連合会の運営支援を通じ、町会同士の連携強化を図る交流会を開催するなど、各町会・自治会及び麻布地区全体の活性化を促していきます。</p> <p>また、各種補助金については、社会情勢を注視するとともに、町会等からの意見・要望を収集しながら補助金額、要件等の不断の見直しをしていきます。</p>
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載	
※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載	
※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

N o 44

平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象			
事務事業名	麻布地区地域情報の発信	開始年度	平成 18 年度
所 属	麻布地区総合支所協働推進課地区政策担当		
所 管 課 長	麻布地区総合支所協働推進課長		
基 本 政 策	3 地域の課題を自ら解決するコミュニティをつくる		
政 策 名	(14) 地域情報を共有化する		
施 策 名	① 地域活動に関する情報基盤の整備		

事業概要	
事業の目的	本事業は、地域の活動や取組、歴史や文化等の麻布地区の魅力を地域情報紙にまとめ発信することにより、情報の共有化やコミュニケーションの活性化を図ることを目的にしています。
事業の対象	麻布地区在住・在勤・在学者・麻布地区に興味のある人
事業の概要	<p>公募により参加した編集委員が月1回程度編集会議を開催し、地域情報紙の企画、編集をします。</p> <p>取材や原稿作成は編集委員が行い、麻布地区総合支所からのお知らせを加えた8ページ立ての地域情報紙を年4回発行しています。</p> <p>地域情報紙は、シルバー人材センターによる地区内戸別配布と、駅、町会や区有施設等への設置を実施しています。また、区ホームページにデータ化した地域情報紙を掲載し、情報の発信を行っています。</p> <p>*麻布地区地域事業「国際ふれあい事業」の一環として、英語翻訳版を年4回発行します。</p>
根拠法令	

事業の成果												
指 標	指標1	地域情報誌の発行回数			指標2	地域情報紙の発行部数			指標3	地域情報紙の配布箇所数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成27年度	4	4	100.0%	平成27年度	34,300	34,300	100.0%	平成27年度	145	145	100.0%
平成28年度	4	4	100.0%	平成28年度	34,300	34,300	100.0%	平成28年度	145	145	100.0%	
平成29年度	4	—	—	平成29年度	35,500	—	—	平成29年度	145	—	—	
成果の概要 (指標の説明等)	<p>平成28年度までに計38回発行し、区民等の認知度も高まっています。</p> <p>当初発行部数は26,500部でしたが、麻布地区の人口増加に伴い徐々に拡大し、平成28年度実績は8ページ立て34,300部発行になりました。</p> <p>事業開始当初公募による参加する編集委員数は10名でしたが、平成28年度末現在では18名となり、活発に地区内の情報収集に努めています。</p>											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	7,229	7,229	0	0	0	0	0	0	7,229	7,128	99%
平成28年度	8,265	8,265	0	0	0	0	0	0	8,265	8,209	99%
平成29年度	8,312	8,312	0	0	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項											

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	平成27年度プロポーザル方式による地域情報紙の業務委託事業者の見直しを行いました。今後も効果の高い紙面作りを行っていくため、3年ごとにプロポーザル方式により事業者の見直しを実施していきます。
区民ニーズや要望（今後の需要見込み）	地域の歴史や文化等まちの魅力を発信し、地域への関心を深めてもらうツールとして区民に親しまれています。麻布地区在住者へのアンケートでは、区が発信している情報の入手手段として、「広報みなと」に次いで活用されています。（平成28年度麻布地区の取組に関する区民意識調査より）
他団体等の取組状況（類似事業の有無）	港区では、5地区総合支所で同事業を実施しています。23区では各区が区全体を網羅する広報紙を発行していますが、区より小さい枠組みでの地域情報紙発行事例はありません。
区関与の必要性（実施する必要性）	現状の区民参画により地域の方が主体となって実施している事業形態を維持していくためには、民間ではなく区が主体となり発行していく必要があります。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続
事業の課題	地域情報紙「ザ・AZABU」は、麻布地区の歴史、地域情報、行政情報等をわかりやすく区民に伝える役割を十分に果たしています。編集委員の確保が長らく課題でしたが、近年は編集委員が増員しており、今後は個々で取材及び執筆活動を行えるよう、編集委員のスキル向上を図っていく必要があります。
次年度へ向けた事務の改善点（付帯意見への対応等）	編集委員の企画・取材・原稿執筆のスキル向上のための勉強会を開催するとともに、コンテンツの見直しや読みやすい紙面の構成を図っていきます。また、新たな配布先を検討し、地域情報紙の認知度を高めていきます。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	4	本事業は麻布地区への全戸配布方式であり、地域情報を定期的に伝える手段として、継続実施すべき事業です。
② 効果性	4	麻布地区在住・在勤・在学者に対し、地域の情報やまちの魅力発信する有効なツールのひとつです。
③ 効率性	4	紙媒体を読まない人々に対しても、区ホームページからPDFデータを閲覧できるように工夫して事業を実施しています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
------	--

・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充（拡大または充実して実施）する必要があるもの。
 ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続（現状の内容で実施）する必要があるもの。
 ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容を改善すべきもの。
 ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。
 ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。

所管課による評価の理由（事業に対する取組方針） ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	地域への関心や愛着を深め、コミュニケーションの活性化を図ることを目的とした区民参画事業をして、有効性及び必要性が高い事業です。 今後も編集委員の増員及びレベルの向上、読者が読みたくなるような更なる紙面の拡充、地域情報の効果的な発信を図って行きます。
---	---

No 45

平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象			
事務事業名	麻布地区地区活動助成	開始年度	平成 15 年度
所 属	麻布地区総合支所協働推進課協働推進係		
所 管 課 長	麻布地区総合支所協働推進課長		
基 本 政 策	5 明日の港区を支える子どもたちを育む		
政 策 名	(20) 健やかな子どもたちの「育ち」を支える環境を整備する		
施 策 名	① 子どもへの健やかな成長を支援する総合的な施策の推進		

事業概要	
事業の目的	青少年の健全育成に貢献する母の会の活動について、事業の実施に伴う物品を助成することにより、母の会の育成を図ります。
事業の対象	麻布母の会
事業の概要	母の会が青少年の健全育成に資する活動を実施するための物品等を助成します。
根拠法令	母の会に対する助成要綱

事業の成果												
指 標	指標1	助成団体数			指標2	実施事業数			指標3	実施事業における青少年参加数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成27年度	1	1	100.0%	平成27年度	2	2	100.0%	平成27年度	200	199	99.5%
平成28年度	1	1	100.0%	平成28年度	3	3	100.0%	平成28年度	200	252	126.0%	
平成29年度	1	—	—	平成29年度	2	—	—	平成29年度	200	—	—	
成果の概要 (指標の説明等)	青少年の健全育成に貢献する活動の参加者数はほぼ変わらず、地域に定着した活動となっています。年間を通して活動を実施しています。											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	89	89	0	0	0	0	0	0	89	87	98%
平成28年度	115	115	0	0	0	0	0	0	115	92	80%
平成29年度	96	96	0	0	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項	平成28年度は麻布母の会と麻布警察署合同で青少年健全育成のための研修会を実施しました。なお、この研修会は各地区の母の会が順番に主催するため、平成29年度は予算計上していません。										

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	支給する記念品及びそのコストについては、不断の見直しを図ります。
区民ニーズや要望（今後の需要見込み）	インターネットの普及やいじめ問題等、青少年を取り巻く社会問題は深刻であり、青少年健全育成のためには、家庭や学校のほか、地域団体の支援が必要です。麻布母の会が青少年健全育成のために行う当該活動への支援は継続して求められます。
他団体等の取組状況（類似事業の有無）	中央区等、他の自治体でも同様の事業を行っています。
区関与の必要性（実施する必要性）	青少年の健全育成、非行防止を目的とした当該活動は公益性があることから、この活動支援を区が実施することは妥当です。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続
事業の課題	団体の実施事業が定着した一方で、行事が固定化してきているため、より効果的な支援策の検討も必要です。 団体構成員の高齢化が進んでおり、今後団体の活性化が課題となっています。
次年度へ向けた事務の改善点（付帯意見への対応等）	記念品の工夫・充実化を図り、効果的な支援方法を検討していきます。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	4	青少年をとりまく環境は依然として様々な問題を抱えており、当該団体の支援を継続していく必要があります。
② 効果性	4	青少年を犯罪から守るためには、地域ぐるみの対策が必要であるため、地域で精力的に活動している母の会に対し、当該団体の要望を踏まえた支援を実施する本事業は、青少年の健全育成の推進に一定程度寄与していると考えられます。
③ 効率性	4	母の会からの要望を踏まえ、記念品の充実化を図っていきます。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
所管課による評価の理由（事業に対する取組方針）	<p>・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充（拡大または充実して実施）する必要があるもの。</p> <p>・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続（現状の内容で実施）する必要があるもの。</p> <p>・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。</p> <p>・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。</p> <p>・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。</p>
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	コミュニティ組織の育成支援および青少年健全育成の観点から、今後も継続的に支援していく必要があります。記念品の工夫・充実化を図り、効果的な支援方法を検討していきます。

No 46

平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象

事務事業名	麻布地区老人クラブ助成	開始年度	昭和 55 年度
所 属	麻布地区総合支所協働推進課協働推進係		
所 管 課 長	麻布地区総合支所協働推進課長		
基 本 政 策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政 策 名	(24) 高齢者や障害者等のゆたかで自立した地域での生活支援をする		
施 策 名	② 心豊かに充実した生活の支援		

事業概要

事業の目的	老人福祉法（昭和38年法律第133号）第13条第2項の規定に基づき、港区内の老人クラブの行う活動を助成し、高齢期の生活を豊かなものとするとともに、いきいきとした高齢社会の実現に資することを目的とします。
事業の対象	麻布地区内の老人クラブ
事業の概要	<p>麻布地区内の老人クラブが活動を実施するための経費の一部を助成します。</p> <p>【助成金の基準】 正会員の人数によって助成金の額を決定します。</p> <p>【助成対象経費】 老人クラブの活動の内、①社会奉仕活動②健康を進める活動③いきがいを高める活動④その他の社会活動（助成金の対象外経費 ①交際費②酒類等の食料費③その他不相当と認める活動）</p> <p>【事務手続】 老人クラブからの申請、活動報告に基づき、助成金の交付決定及び支出等を行います。</p>
根 拠 法 令	老人福祉法 港区老人クラブ活動助成要綱

事業の成果

指 標	指標1	老人クラブ数			指標2	老人クラブ会員数			指標3	老人クラブ活動回数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成27年度	9	9	100.0%	平成27年度	522	518	99.2%	平成27年度	2,336	2,567	109.9%
平成28年度	9	9	100.0%	平成28年度	518	510	98.5%	平成28年度	2,567	2,860	111.4%	
平成29年度	9	—	—	平成29年度	510	—	—	平成29年度	2,860	—	—	
成果の概要 (指標の説明等)	各クラブの会員数は若干減っているものの、定期的な見守りや地域活動などを行い会員間の繋がりが深くなっているため、会員の生きがいづくりの推進と社会参加の促進ができていていると思われま。											

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	3,228	3,228	0	0	0	0	0	0	3,228	2,922	91%
平成28年度	3,228	3,228	0	0	0	0	-200	0	3,028	2,922	96%
平成29年度	3,228	3,228	0	0	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項											

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の 工夫・余地	要綱で金額が定められています。
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	これからは老人クラブに加入していない方への周知を検討していく必要があると考えられます。
他団体等の 取組状況 (類似事業の有無)	国の制度なので他の自治体でも取組みが行われています。
区関与の必要性 (実施する必要性)	各クラブが本事業の補助金によって活動を行っている行事等が多々あります。高齢者の生活への支援という事業目的や、民間では行えない補助金という事業等から継続していく必要があります。
前年度の最終評価 及び付帯意見	継続
事業の課題	役員などの一部の会員のみの活動になってしまっている老人クラブがあることについての苦情が寄せられているので、報告書類などの精査が必要です。 また、新規加入者が少ないため活動の幅も狭まっているという意見があるので、活動内容の工夫も必要と考えます。
次年度へ向けた 事務の改善点 (付帯意見への対応等)	クラブの会計担当者の事務負担が大きく、報告書類の記載ミスも多いため、会計報告を受け付ける際には、細かな確認をしています。書類の訂正方法についても指導していく必要があります。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	4	各クラブが本事業の補助金によって活動を行っている行事等が多々あります。高齢者の生活への支援という事業目的や、民間では行えない補助金という事業等から継続していく必要があります。
② 効果性	4	各クラブが本事業の補助金で活動を行っている行事があり、高齢者の生活の支援ができておりと判断できるため、目標達成度は概ね妥当と思われるます。
③ 効率性	4	経費負担は国や都の要綱を基に執行しているため、妥当であると思われるます。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	<input type="radio"/> 拡充	<input checked="" type="radio"/> 継続	<input type="radio"/> 改善	<input type="radio"/> 廃止	<input type="radio"/> 統合
・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充(拡大または充実して実施)する必要があるもの。 ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続(現状の内容で実施)する必要があるもの。 ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。 ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。 ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。					

所管課による 評価の理由 (事業に対する 取組方針) ※「拡充」「改善」の 場合は拡充・改善 する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続 する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対 象事務事業名を記載	本事業により各クラブ会長からは「会員が社会奉仕活動、健康増進、生きがいがづくりなどの活動に取り組むことができている」との声をいただいています。また、各クラブにおいて本事業の補助金により行えている活動があるなど、事業目的に即した成果を得ていることから継続することの必要性は高いです。
---	--

No 47

平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象		
事務事業名	麻布地区動物相談・指導	開始年度 平成 14 年度
所属	麻布地区総合支所協働推進課協働推進係	
所管課長	麻布地区総合支所協働推進課長	
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する	
政策名	(25) 区民が健やかで安全に暮らすことができるよう努める	
施策名	⑧ 快適で安心できる生活環境の確保	

事業概要	
事業の目的	飼い主のいない猫の不妊去勢手術費用の一部を助成し、飼い主のいない猫によるトラブルを減少させ、地域の良好な生活環境づくりを推進します。
事業の対象	区内に居住、又は勤務している、飼い主のいない猫所有者その他の保護管理者（地域猫ボランティア等）。
事業の概要	飼い主のいない猫の、去勢不妊手術の一部助成を行います（上限額：オス@5,000円、メス@8,000円）。 また、飼い主のいない猫以外にも、地域での動物関係の苦情相談を受け、内容により生活衛生課および他部署と連携して対応しています。
根拠法令	動物の愛護及び管理に関する法律、東京都動物の愛護及び管理に関する条例 港区猫の去勢・不妊手術補助金交付要綱

事業の成果												
指標	指標1	不妊・去勢手術の助成件数			指標2	苦情相談件数			指標3	当初予定	実績	達成率
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率				
	平成27年度	110	103	93.6%	平成27年度	80	61	76.3%	平成27年度			
	平成28年度	100	88	88.0%	平成28年度	70	80	114.3%	平成28年度			
平成29年度	100	—	—	平成29年度	80	—	—	平成29年度		—	—	
成果の概要 (指標の説明等)	動物に関する関心が高まり、動物愛護の考え方が浸透することで、人と動物の共生が進展しています。											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	799	799	0	0	0	0	-50	0	749	724	97%
平成28年度	734	734	0	0	0	0	0	0	734	637	87%
平成29年度	784	784	0	0	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項											

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	区内動物病院は一般的に他区より手術費用が高いため、協力獣医師の範囲を港区以外の病院にも拡大することで、手術する人の経費負担軽減を図るとともに、助成金額を抑えてコスト削減しています。
区民ニーズや要望（今後の需要見込み）	本事業の効果が現れれば、飼い主のいない猫が減ることが予想されますが、当面は手術費用に対する助成のニーズは続くと思われます。
他団体等の取組状況（類似事業の有無）	動物愛護に関する普及啓発はすべての区で実施しています。 また、猫の不妊去勢手術の費用の助成は特別区で22区が実施しています。
区関与の必要性（実施する必要性）	現在、明確な区民ニーズがあり、今後も大きくなると予想されます。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続
事業の課題	本事業の効果を確実にするためには、あわせて捨て猫対策（主に啓発）を実施していく必要があります。 飼い主のいない猫に対し、保護管理者がいない地域において、猫の不妊手術や地域猫の減少を図るための効果的な方策が検討課題となっています。
次年度へ向けた事務の改善点（付帯意見への対応等）	動物関係の苦情相談を減少させ、動物愛護の理念を普及させていくためには、地道な啓発活動及び不妊去勢手術が必要であり、本事業はその中心となるものです。 また飼い主のいない猫対策には、猫の不妊去勢手術の実施が前提となるため、今後、より啓発手法の検討を進め、今後も効率よく事業を継続していく必要があります。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	4	他の特別区でも同様の事業を実施しています。 区民に対する基本的な啓発事業は、区が直接実施する必要があります。
② 効果性	4	事業の実施手段は妥当で効果的です。
③ 効率性	4	啓発の手法については、今後も検討し、効率のいい手法を工夫していく必要があります。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
------	--

- ・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充（拡大または充実して実施）する必要があるもの。
- ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続（現状の内容で実施）する必要があるもの。
- ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。
- ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。
- ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。

所管課による評価の理由（事業に対する取組方針）	麻布地区に寄せられる動物に関する苦情は非常に多く、特に猫の去勢・不妊手術補助金の申請件数は5総合支所の中でも突出しています。 現在も「ノラ猫が仔猫を生んだ」との情報が続々と入ってきています。 飼い主のいない地域猫を増やさないようにするためには、猫の去勢・不妊手術を促進させることが重要です。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	